

弁理士 宮口聰 関連意匠制度（意 10 条）について

- ✓ 第 1 部 関連意匠制度の概要と趣旨
- ✓ 第 2 部 意 10 条 1 項の説明
- ✓ 第 3 部 意 10 条 2 項の説明
- ✓ 第 4 部 意 10 条 3 項の説明
- ✓ 第 5 部 意 10 条 4 項の説明
- ✓ 第 6 部 意 10 条 5 項の説明
- ✓ 第 7 部 意 10 条 6 項の説明
- ✓ 第 8 部 意 10 条 7 項の説明
- ✓ 第 9 部 意 10 条 8 項の説明
- ✓ 第 10 部 まとめ

テープコード

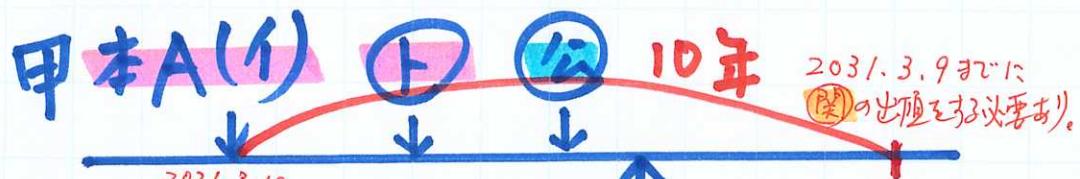
--	--	--

関連意匠（意匠法第10条）

- 1 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、当該関連意匠の意匠登録出願の日がその本意匠の意匠登録出願の日以後であって、当該本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前である場合に限り、第9条第1項又は第2項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。ただし、当該関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、この限りでない。
- 2 第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った自己の意匠のうち前項の規定により意匠登録を受けようとする意匠の本意匠と同一又は類似のものは、当該意匠登録を受けようとする意匠についての同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第3条の2ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。」とあるのは、「当該先の意匠登録出願について第14条第1項の規定により秘密にすることを請求したときは、第20条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものに限る。」とする。
- 4 第1項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、当該関連意匠を本意匠とみなして、同項の規定により意匠登録を受けることができるものとする。当該意匠登録を受けることができるものとされた関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠にのみ類似する意匠についても、同様とする。
- 5 前項の場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。
- 6 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されているときは、その本意匠に係る関連意匠については、第1項及び第4項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。
- 7 関連意匠の意匠登録出願があった場合において、当該意匠登録出願が基礎意匠（当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠をいう。以下同じ。）に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下同じ。）にそれぞれ該当する二以上の意匠の意匠登録出願であったときは、これらの意匠については、9条1項又は2項の規定は、適用しない。
- 8 前項に規定する場合において、第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った自己の意匠のうち当該基礎意匠に係る関連意匠（当該関連意匠の意匠登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、若しくは当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、又は当該関連意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、若しくは放棄されたときを除く。）と同一又は類似のものは、第一項の規定により意匠登録を受けようとする意匠についての第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号又は第2号に該当するに至らなかつたものとみなす。

テープコード

--	--	--



甲 人ニロ 甲本B(ロ)

R1改正前だと、
3条1項3号、9条1項で
拒絶せられた（17条1号），

R1改正後は、9の2
拒絶せぬ（10年1項）、
3の3でも拒絶せぬ
（10年2項）。



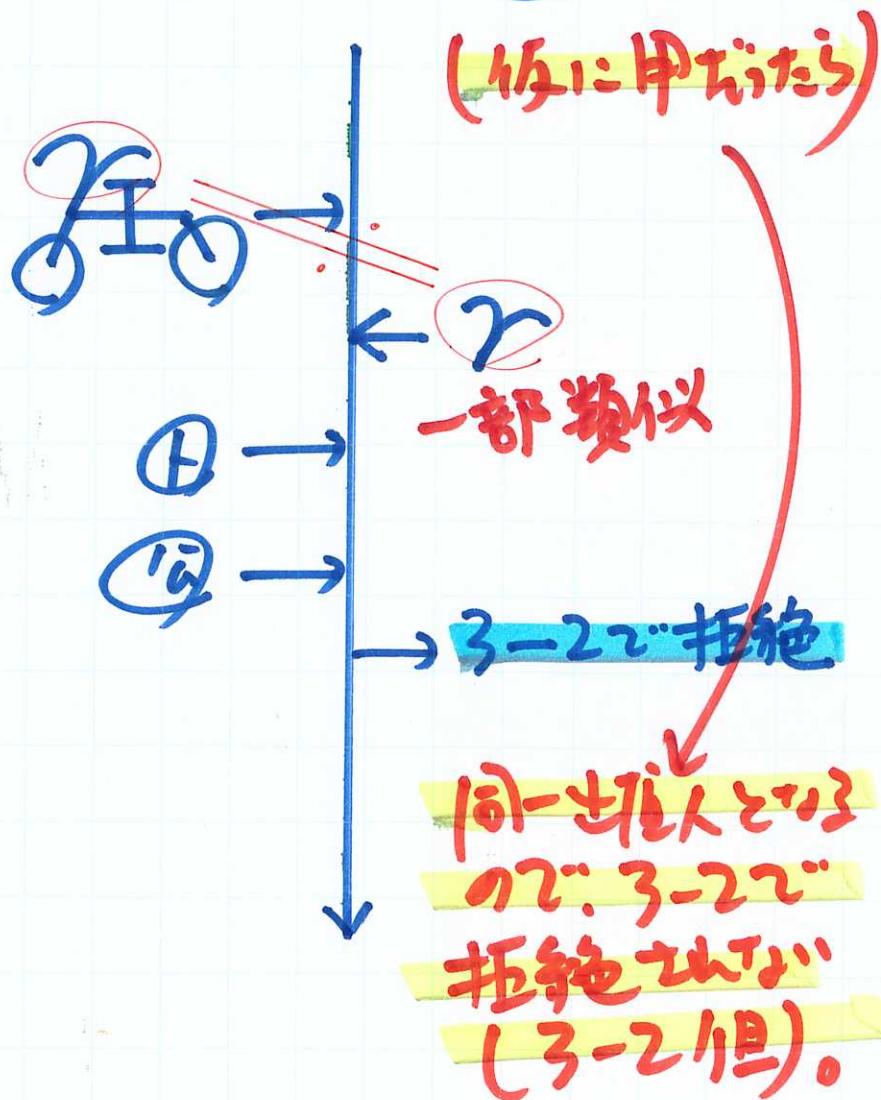
10の但により、度19
意匠登録を受けることが
できない。→ 本A(イ)を
差し出せば、9の2拒絶
される（17エ）。

テープコード

--	--	--

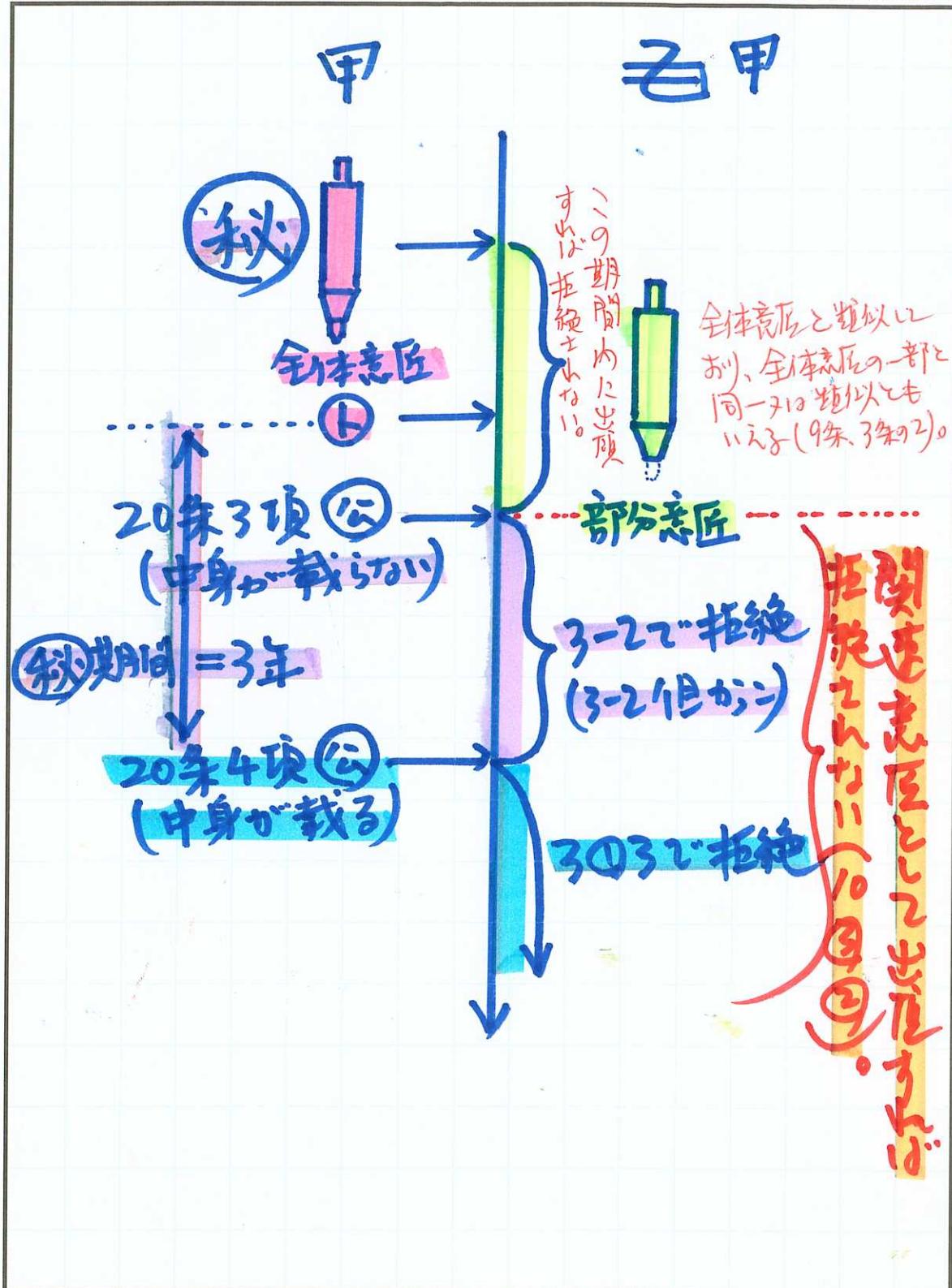
甲

乙



テープコード

--	--	--



テープコード

--	--	--

親 = 基礎意匠 (10⑦)

10年
(10⑤)

子1

子2

子3

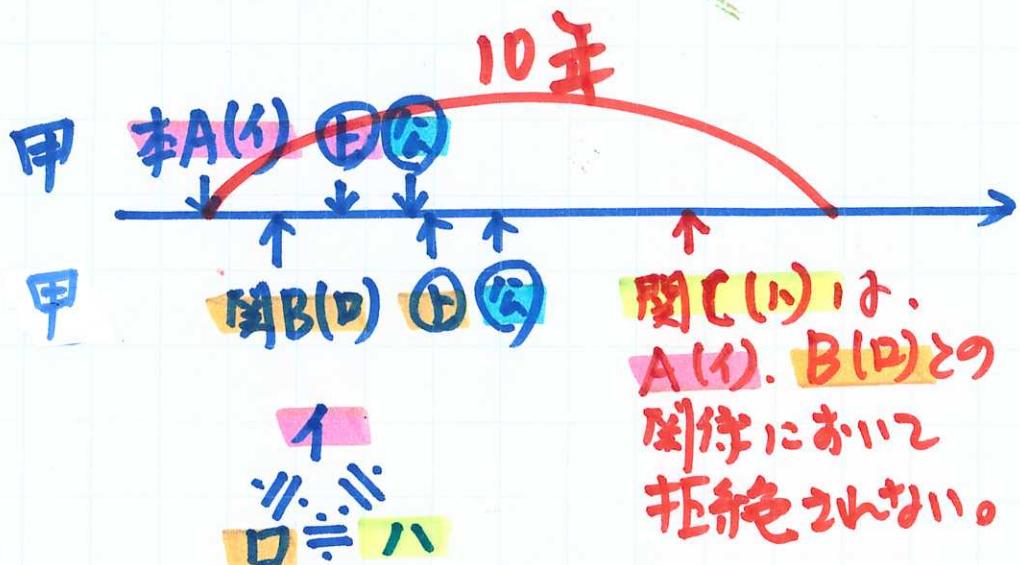
ケリは親によつて99%
拒絶されなかつ (10①)。

子2は子1によつて99%
拒絶されなかつ (10⑦)。

子2は子2によつて99%
拒絶されなかつ (10⑦)。

テープコード

--	--	--



丙 C(ハ) は、 A(イ), B(ロ) との 関係において 拒絶されない。	1との関係	2との関係
3条	10②	10⑧
9条	10④	10⑦

併に、丙 C(ハ) の拒絶が
放棄により消滅した場合にはどうなるか？
→ 10⑧の特例を学ぶことができない
(10④からこぞ)

- ロを引用され、3条以上3まで拒絶
される（即17年1号）。
- ロを引くと本意としない場合に1)。
10の但書により、9条以上でも拒絶される。

テープコード

--	--	--

【関連意匠制度の新旧比較】

	旧10条	新10条（令和元年改正）
1項	関連意匠の出願ができるのは、本意匠の出願日以後であって、20条3項の意匠公報（20条4項により20条3項4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前まで。	関連意匠の出願ができるのは、本意匠の出願日から10年経過日前まで。 ただし、本意匠の意匠権が放棄・不納・無効で消滅しているときはこの限りではない。
2項	本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと	本意匠と同一又は類似の意匠が新規性を喪失しても、それによって関連意匠が3条1項又は2項で拒絶されることはない。
3項	関連意匠が関連意匠にのみ類似するものでないこと ：類似の無限連鎖回避のため。	例えば、「全体vs部分」や「部分vs部分」の場合は、3条の2の適用可能性もあるが、先願が秘密の場合、20条4項公報の発行日前に出願すれば、3条の2で拒絶されないこととした（3条の2但書の読替）。
4項	「関-関」との間でも、9条不適用	製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく群の意匠の開発手法が増加していること等を踏まえて、先の関連意匠を本意匠とみなして関連意匠として登録することが認められることとなった → 関のみに類似しても拒絶されないこととした（旧3項削除）。…（※）
5項	—	関のみに類似する意匠は、「みなし本意匠」の出願日からではなく、最初に選択した一の意匠（基礎意匠）の出願日から10年経過日前までに出願すべき。
6項	—	本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと（=旧2項）
7項	—	「関-関」との間でも9条不適用（=旧4項） （「基礎意匠」=King of 本意匠）
8項	—	関の公知後に関を出願しても、3条1項又は2項で拒絶されない。 つまり、2項が「本-関」Ver.だとすると、8項は「関-間」Ver.ということになる。

（※）について

ベンツSクラス（本意匠）=ベンツEクラス（関連意匠（みなし本意匠））=ベンツCクラス（関連意匠）
(Sクラス≠Cクラスとする。)

→ このように、関連意匠にのみ類似する関連意匠も、令和元年改正以降、意匠登録を受けることができるようになった（10条4項）。